

両毛広域都市圏草の根交流活動支援事業助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、両毛広域都市圏総合整備推進協議会（以下「協議会」という。）が、協議会構成市町（以下「地元市町」という。）区域における栃木県と群馬県の両県にまたがる広域的・草の根的な地域づくり等を支援し、当該地域の魅力をさらに高めるための取組に対し、その一部を助成する助成金の交付に関して、必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この要綱において「助成対象事業」とは、助成金の交付の対象となる事業をいう。

2 この要綱において「助成対象事業者」とは、助成対象事業を行う者をいう。

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、地元市町において、栃木県と群馬県にまたがる広域的で新規に取り組む事業又は既存の事業を拡充した事業で、次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 継続性を見込めるソフト事業
- (2) 地域住民が主体となり、地域の特色ある資源等を活用した独自性のある事業
- (3) 両毛地域の発展に資する研究・学習事業
- (4) 両毛地域の連携・交流に資する事業
- (5) 他の助成金等を受ける予定のない事業
- (6) その他両毛広域都市圏総合整備推進協議会長（以下「協議会長」という。）が適当と認める事業

(助成対象事業者)

第4条 助成金の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、地元市町区域内に住所又は活動の本拠を有する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 次の要件を充たしている任意の民間団体
 - ア 組織体制等が明らかな規約等を有すること
 - イ 事業を適正に執行できる体制、能力があると認められること
 - ウ 会計経理が明確であること
- (2) 特定非営利活動促進法により設立された法人（NPO法人）
- (3) 民法第34条の規定により設立された法人（公益法人）

(助成対象期間)

第5条 助成対象期間は、原則として単年度とする。ただし、事業の性格によって必要と認められる場合は、3年を限度として助成するものとする。

(助成対象経費)

第6条 助成の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象事業の実施に要する経費で協議会長が必要と認めた経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、助成対象外の経費とする。

- (1) 施設整備費、備品購入費及び食糧費
- (2) 人件費その他団体等の恒常的な運営費

(助成金額及び助成率)

第7条 助成金の額は、20万円以下で、対象経費の2分の1以内とし、2年目は初年度助成金確定額の4分の3以内、3年目は初年度助成金確定額の2分の1以内とし、予算の範囲内で協議会長が定める額とする。

なお、事業収入が生じる場合は事業収入を差し引いた額を対象経費とする。

(事業計画の採択)

第8条 この要綱による助成金の交付を受けようとする対象事業者は、協議会長が定める期日までに、事業計画書（別記様式第1号）をその者の活動拠点を置く地元市町を經由し、協議会長に提出しなければならない。

- 2 協議会長は、当該事業計画書を審査し、適当と認めたときは、その事業計画を採択するものとする。
- 3 協議会長は、前項の事業計画の採択を行ったときは、別記様式第2号により、地元市町を經由して、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第9条 対象事業者は、前条による事業計画の採択の通知を受けたときは、協議会長が定める期日までに、助成金交付申請書（別記様式第3号）をその者の活動拠点を置く地元市町を經由し、協議会長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第10条 協議会長は助成金交付申請書等を審査し、助成金の交付が適当と認めたときは助成金の交付を決定するものとする。

- 2 協議会長は、前項の交付決定を行ったときは、別記様式第4号により、地元市町を經由して、申請者に通知するものとする。

(助成事業の変更等)

第11条 対象事業者は、第9条の助成金交付申請書に記載した事業内容を変更するときは、あらかじめ変更承認申請書（別記様式第5号）を地元市町を經由し協議会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 対象事業者は、対象事業が完了したときは、その完了した日から起算して30日以

内に事業実績報告書（別記様式第6号）を申請を行った地元市町を經由して、協議会長に提出しなければならない。

（助成金額の確定）

第13条 協議会長は、前条の実績報告がなされたときは、その内容を審査し適正であると認められるときは、当該事業に係る助成金の額を確定し、助成金交付額確定通知書（別記様式第7号）により対象事業者に通知するものとする。

（助成金額の交付方法）

第14条 この助成金は、実績報告書の審査等に基づき、その額が確定した後に精算払いにより交付するものとする。ただし、協議会長が必要と認めたときは、概算払いによることができる。

2 前項の規定により、助成金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第8号）を協議会長に提出しなければならない。

（書類の整備等）

第15条 対象事業者は、対象事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業を完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会長がその都度定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成19年6月28日から施行し、平成19年度の両毛広域都市圏草の根交流活動支援事業助成金から適用する。